



宮監公表第 20 号
令和 2 年 3 月 24 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷 欣也
荒木 尚
前本 尚
谷口 真理子



財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく財政援助団体等監査の結果を下記のとおり公表します。

記

1 監査の対象

宮崎市の出捐、財政的援助及び公の施設の指定管理に係る公益財団法人宮崎市体育協会の平成 29 年度及び平成 30 年度の出納その他の事務の執行並びに市所管課（スポーツランド推進課）の同団体に対する事務の執行

2 監査の場所

公益財団法人宮崎市体育協会の事務所及び監査室

3 監査の実施期間

令和 2 年 2 月 3 日から令和 2 年 3 月 19 日まで

4 監査の着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

5 監査の方法

公益財団法人宮崎市体育協会及び市所管課（観光商工部スポーツランド推進課）に対し、監査の対象事務に関する資料の提出を求め、市の出捐、財政的援助及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われ、目的が適切に達成されているかについて、提出された資料及び関係帳簿・書類の確認を行うとともに、関係人から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

(1) 公益財団法人宮崎市体育協会

- 1 公益財団法人宮崎市体育協会について、改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

- ①平成 30 年度に福利厚生費として支出した生花代について、支出の根拠となる納品書や請求書が添付されていないまま支払っていた。
- ②平成 30 年度の市外旅行（9 月 20 日：喜界町）に係る旅費について、支出負担行為伺書の決裁前に旅行を行い、立替払の規定がないにもかかわらず、旅行者が立替払をしていた。
- ③平成 29 年度の収入伺（起案日：平成 30 年 1 月 9 日及び平成 30 年 3 月 31 日）について、5 万円以上の収入調定及び収納に関することは専務理事の専決であるにもかかわらず、事務局長決裁としていた。
- ④平成 29 年度の消耗品費支出に係る負担行為伺書（支出金額：5,351 円）について、300 万円未満の物品の購入に関することは事務局長の専決であるにもかかわらず、事務局次長決裁としていた。また、助成金支出に係る負担行為伺書（支出金額：421,300 円）について、100 万円未満の諸経費の支出に関することは事務局長の専決であるにもかかわらず、事務局次長決裁としていた。
- ⑤平成 29 年度及び平成 30 年度の消耗品費購入に係る事務処理について、支出負担行為伺書の決裁前に購入し、立替払をしているものがあつた（平成 29 年度：28 件、平成 30 年度：12 件）。
- ⑥平成 29 年度及び平成 30 年度の各種大会派遣激励金に係る実績報告について、大会終了後 1 か月以内に報告することと定められているにもかかわらず競技団体からの報告書類が提出されていなかった。このため、出場者数が確認できず、補助額が確定できないにもかかわらず、交付申請時の交付額で市に提出していた。（平成 29 年度：2 件、平成 30 年度：3 件）

2 監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

- ①平成 29 年度の総合体育館流し台取替工事（金額：170,000 円）、平成 30 年度の総合体育館トイレタイル補修工事（金額：151,200 円）及び体育館防犯カメラ修繕工事（金額：299,160 円）の随意契約締結について、「過去に修理実績がありかつ迅速に対応可能」などの理由で、1 者と随意契約していた。

受託できる業者が複数想定される業務については、より高い競争性が確保され経費の節減につながることを期待されるような発注を行うことができないか検討されたい。

(2) 市所管課：観光商工部スポーツランド推進課

1 市所管課（観光商工部スポーツランド推進課）について、改善を要する事項（指摘事項）があつた。今後、適正な事務の執行に努められたい。

- ①平成 29 年度宮崎市民体育大会開催補助金（交付決定額：4,233,000 円）について、交付要綱において食糧費は補助対象経費に規定されていないにもかかわらず、精査することなく受理し、食糧費である弁当代等（57,050 円）を補助対象経費として交付確定していた。
- ②平成 29 年度宮崎市スポーツ少年団活動支援事業に係る補助金（当初交付決定額：18,800,000 円、変更決定額：19,355,702 円）について、収支決算書において事業活動収支差額（余剰金）777,324 円があるにもかかわらず戻入させることなく交付確定していた。

着 眼 点

(1) 監査対象団体関係

項 目	着 眼 点
団体の概要把握	定款・経理規程等の整備状況を確認し、現状との整合性を確認する。
団体の財務分析	決算諸表等を点検し、それらが法令等に準拠して作成されているか、事業成績、財政状況を適正に表示しているかを確認する。併せて、経常収益・経常費用・経常利益・利益剰余金の推移及び各費用等の変動調査を行い、経営状況を確認する。
財政的援助	事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。
	事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。
	出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。
	補助金等に係る収支の会計経理は適正になされているか。
	精算報告は適正に行われているか。
指定管理	協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
	利用料金の設定等は適正になされているか。
	使用料等の収納等は適正になされているか。
	利用促進のための努力はなされているか。
	公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
	公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整理、記帳は適正になされているか。また、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。

(2) 所管課関係

項 目	着 眼 点
出資証等	出資・出捐に係る有価証券の保管状況を確認する。有価証券は公有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているかを確認する。
権利行使	株主総会、理事会等に係る書類・報告書を閲覧し、所管課において、出資者としての権利行使が適切に行われているかを確認する。
指導監督	報告書等を確認し、所管課において、法人の経営成績、財政状況等が正確に把握され、必要な措置が講じられているかを確認する。
財政的援助	支出対象及び支出金額に誤りはないか。
	補助金等交付要綱は定められているか。
	受付等の処理は適正に行われているか。
	交付要綱・規程に定められた審査は十分に行われているか。
	交付決定通知は行われているか。また、前金払・概算払の場合、補助金交付請求書は交付決定後に提出されているか。
	支出事務等の処理は適正に行われているか。
	実績報告は補助事業完了後30日以内に行われているか。また、実績報告に基づく成果の確認は行われているか。
	概算払の場合、精算は適時適切に行われているか。
	確定通知は行われているか。
補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。	
指定管理	告示がされているか。
	基本協定・年度協定は締結されているか。
	利用料金の手続きは適正に行われているか。
	使用料等の収納委託は適正に行われているか。
	モニタリングは適時行われているか。